

# しらかべ



創立百周年ロゴマーク

2017年7月20日 人権・同和教育部発行

盛夏の候、保護者の皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。日頃は本校の人権・同和教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今月号は6月に行った「人権・同和教育 LHR」での学習内容を学び終えた生徒の感想を中心に紹介します。ぜひ、ご家庭でお読みいただければ幸いです。また、LHR後に家庭で話し合った内容や「しらかべ」をお読みいただいた感想や本校の人権・同和教育の取り組みについてのご意見などがありましたら、別紙返信用紙にご記入の上、1学期保護者懇談の折に担任の先生にお渡しください。



## 「第64回四国地区人権教育研究大会」

7月13・14日に愛媛県松山市において第64回四国地区人権教育研究大会が開催されました。昨年の大会で「生徒が主体的に取り組む人権・同和教育」と題して報告してから早1年が経ちました。今年は、坂出市が行政としての取り組み内容などを報告しました。大きなホールで、行政関係者、隣保館関係者、学校関係者などいろいろな方が集まり、立ち見も含めて両日とも500名を超す参加者がいる中で議論がなされました。総括討論の中で、「人の考え方はいろいろある。自分と違う意見が出たときにそれは違うと一方的に反論すると前に進まない。根深い同和問題があるのも事実。みなさんいろんな経験を積み重ねてきた。人と人がつながり合う地域であってほしい。みんながお互いの信頼関係を築き、作り上げようとする地域。これが本当の人権教育の目標ではないかを感じる。」という意見がありました。このことは学校内でも言えると思います。坂出高校では、報告後も継続して、生徒が主体的に学ぶ人権・同和教育を推進しています。これからも生徒と先生がともに学び合う人権・同和教育を推進していきますので、ご理解ご協力よろしくお願ひします。

## 8月は「同和問題啓発強調月間」です

香川県人権啓発推進会議では、1965(昭和40)年8月に「同和对策審議会答申」がなされたことから、8月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。同和問題は、我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、今日でも、憲法で保障されている基本的人権が十分に保障されていないという重大な社会問題です。同和問題の解決を図るためには、すべての人々がお互いの人権を大切にする事の重要性を正しく理解し、行動することが必要です。また、今回のキャッチコピーは「時は、解決してくれない。人しか、解決できない。」です。差別をするのも、人。差別をなくせるのも、人。そっとしておくだけでは、差別は自然にはなくなりません。

この夏休みを、お子さまと一緒に人権について理解を深めるきっかけにしてみませんか。



## < 3年生1学期の取り組み >

6月7日(水)、3年生の第1回人権・同和教育LHRが各クラスで実施されました。今回のテーマは「差別解消に向けて～就職差別を事例に～」です。進学・就職の際の面接試験等における差別選考をなくすために、差別を見抜き、社会の不合理や矛盾に立ち向かえる実践力を培うことを目的に行われました。

～LHRの流れ～

- ① HR委員が採用選考の模擬面接をし、その質問内容の問題点や、かつて使用されていた履歴書などの問題点について話し合い、発表する。
- ② 「就職差別につながるおそれのある12項目」について学習し、それぞれの項目がなぜ差別選考につながるおそれがあるのかを考え、このような項目に関する質問を受けた際の対処の仕方を学ぶ。
- ③ 現在高校生が就職選考に応募する際に用いる履歴書である「高等学校統一用紙」や、高校から各企業などに提出される「採用選考についてのお願い」を見て、差別を解消しようとする取り組みがどのような成果を収めたかについて学ぶ。
- ④ 差別解消のために自分に何ができるか考える。



模擬面接の様子

### 就職差別につながるおそれのある12項目

- |                          |                                       |                       |            |         |
|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------|------------|---------|
| (1) 本籍 (戸籍謄本・抄本、住民票等の要求) | (2) 家族の職業・続柄、身元調査                     |                       |            |         |
| (3) 家族の地位・学歴・収入          | (4) 家族の資産                             | (5) 住居状況 (部屋数・間取り、道順) |            |         |
| (6) 宗教                   | (7) 支持政党                              | (8) 生活信条              | (9) 尊敬する人物 | (10) 思想 |
| (11) 生まれ育った場所            | (12) 生活環境に関する作文 (生いたち、私の家族、父・母を語る、など) |                       |            |         |

これは、就職の採用選考について、応募者の適性や能力を中心として公正な選考が実施されるように、上記の12項目に関する事項を履歴書に書かせる、あるいは面接で質問することをしないように香川県の高등학교が受験先の企業に申し入れているものです。

### ～生徒の感想・意見を紹介します～

- 就職するときの面接において、自分の能力や適性以外について質問された場合には、「学校の指導によりお答えできません。」と取るべき行動をきちんと取れるようにしたいです。働くことに必要のない質問に答え続けると、いつまでも差別はなくならないので、答えるべき質問かどうか判断することが大事だと思いました。
- 今でも、差別的要素が社会のなかに根付いていることがわかりました。差別をなくすために、後世に解消を促す必要があるということに共感できました。
- 将来、親の立場になったときには、子どもに正しいことを伝えたいです。
- 自分は答えてはいけない質問を見分けられなかったことにびっくりしています。またそれを答えることにより、差別を助長してしまうということまで考えられませんでした。自分の気づかないところで誰かを傷つけてしまっているかもしれません。今日学んだことから、正しい考え方ができるようになりたいです。
- 今まで「普通」だ「当たり前」だと思っていたことの多くが、差別選考につながっていることを知り、今一度、自分の言動を見直さなければならないと思った。